

令和4年 八潮市農業委員会6月総会 議事録

1 開催日 令和4年6月24日(金)

2 開催時間 午後2時00分から

3 会 場 市役所第2会議室

4 出席委員 14名

会長 1番 大塚 一宏

会長職務代理者 2番 小早川喜一

委員 3番 大野ヒロ子

9番 飯山 敏行

4番 渋谷 稔

10番 新井 孝美

5番 荻野 恭子

12番 鈴木 新一

6番 齋藤 富子

13番 鈴木 隆

7番 福岡 達則

14番 田中 幸夫

8番 小倉 雅樹

15番 松田 淳一

5 欠席委員 1名

委員 11番 臼倉 正浩

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件

議案第19号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画承認の件

議案第20号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件

議案第21号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件(依頼)

7 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

報告第4号 農地転用許可後の工事完了届について

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長 田口 周一

係長 清水 茂

主任 後藤 涼子

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより八潮市農業委員会6月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。

本日の出席者は14名でございます。定足数に達しており、本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、11番臼倉正浩委員より、欠席の連絡を受けておりますので、よろしくお願いたします。また、本日の総会につきましても、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間が必要以上に長くならないよう配慮して進めてまいりたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いたします。

それでは、開会に先立ちまして、大塚会長よりご挨拶をお願いします。

◎会長挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。

本日もお忙しい中、6月の総会に出席いただきまして誠にありがとうございます。ここ1週間、また新型コロナの感染者が少し増えてきたようです。

また、インフルエンザも少しはやっているようで、皆さん、今日からは30度以上で、かなり暑いですがけれども、何か1週間ぐらい暑くなりそうなので、皆さん体調管理は十分気をつけてください。

それから、報告ですが、先月の5月28日の枝豆ヌーヴォー祭、また今月、6月19日、大感謝祭がフレスポで開催されました。ヌーヴォー祭の来客数が約3,300人で、今月が約4,000人と今月のほうが多かったみたいですけれども、ヌーヴォー祭ではFGも東も1時間たたずに完売したという話を聞きました。また、今月19日の大感謝祭では、追加して、最後はばらで1本40円ほどで5本ぐらいを1袋200円で結構な数を売ったようで、それもみんな完売で大盛況だったそうです。関係者の皆様方におかれましては大変お疲れさまでした。

それでは、本日も最後までご協力よろしくお願いたします。

○事務局長 大塚会長、ありがとうございました。

それでは、本日の傍聴者の関係でございますが、傍聴者につきましてはございませんので、皆様方にご報告申し上げます。

それでは、ここで、資料の確認をさせていただきます。

①八潮市農業委員会 6月総会次第

A 4 横

②農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の審議について（依頼）

（資料 - 1）

③生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんについて（依頼）

（資料 - 2）

④農業者年金チラシ・加入促進マニュアルの送付について

（農業者年金加入マニュアル、農業者年金制度のご案内（パンフレット2部）のセット）

（資料 - 3）

⑤令和3年度の農業者年金の運用状況について

（資料 - 3 - 2）

⑥職員の綱紀肅正及び服務規律の確保について（依命通達）（資料 - 4）

⑦令和4年度農地利用最適化活動活性化研修会開催日時について

（資料 - 5）

⑧令和4年度全国農業委員会会長大会後の要請活動の結果報告について

（資料 - 6）

こちらの資料6は、5月31日に行われた全国農業委員会会長大会の後に行われました農林水産大臣等への要望活動の結果につきまして、全国農業会議所より周知依頼があったものとなりますので、後ほどご覧ください。

⑨農業委員会活動記録簿（6～7月分）と保存用ファイル

こちらは、先月より新しい様式で改めてお願いしました活動記録簿の6月から7月分の用紙になります。恐れ入りますが、1週間に2回ぐらいのペースでつけていただきたいと思います。記録用紙は5枚、10日分書けるようになっておりますので、1人8日以上記録することを目標に行っていただきたいと思います。

また、提出いただきました記録簿は、事務局で控えを取らせていただきますが、委員の皆様も後から確認したいときなど手元に置いておく必要があると思いますので、保存用のファイルを用意させていただきました。事務局から返却後は、こちらのファイルを使用して保存されますようお願いいたします。中にもう一度記入例も入れておきましたので、参考にしてください。

以上、資料の確認9点となります。特に資料の漏れはなかったでしょうか。

ないようですので、資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、次第に基づきまして、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、大塚会長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

次第3の議事録署名人の選任から次第7のその他まで、大塚会長、よろしくお願いいたします。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づき進めたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

———— 委員より「はい」の声あり ————

○議長 ありがとうございます。

それでは、3番、大野ヒロ子委員、14番、田中幸夫委員にお願いします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命でございますが、田口事務局長にお願いします。

○事務局長 はい。

◎議案第18号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次、次第5、議事に入りたいと思います。

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件になります。

番号1、譲受人住所・氏名、〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号、株式会社〇〇〇、代表取締役、〇〇〇、譲渡人住所・氏名、3名いらっしゃいます、〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号、〇〇〇、〇〇市〇〇〇番地〇、〇〇〇、〇〇市〇〇〇番地〇、〇〇〇、土地の所在、〇〇字〇〇〇、

登記地目、田、現況地目、畑、以下、これから先の地番も登記地目は全て田、現況地目は畑となっておりますので、地目の説明は省略させていただきます。次に、同じく〇〇〇、〇〇平米、〇〇番地、〇〇平米、〇〇番地、〇平米、〇〇ー〇、〇〇平米、合計〇〇〇平米、権利の内容は所有権の移転となります。

次に、隣の2ページをご覧ください。申請地の概要ですが、申請地は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内的の農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の第2種農地となります。

申請目的は資材置場です。申請者は主に土木、建築の解体、建築といった建設業を営んでおります。建築資材、機材、車両の保管につきましては、〇〇〇内と〇〇〇内で分散して使用しているため、現在非常に非効率であり、また狭小であるため十分な置場が取れずに、土地を探しておりましたところ、今回購入できる本申請地が見つかりましたことから、資材置場として申請するものとなります。

資金計画・調達計画におきましては、土地購入費及び造成工事費、造成工事を行う費用としてご覧の金額を自己資金で賄うということで、金融機関の残高証明書が添付されております。

周囲の被害防除策としましては、安全鋼板で土留めを施行し、近隣に土砂等の流出等被害のないようにするという事です。

次に、場所の説明をいたします。1枚めくって3ページをご覧ください。〇〇〇側の出口を出まして〇折し、〇方向に向かいます。〇〇〇に当たりましたところで〇折して、〇〇〇線を〇〇します。〇〇〇手前の丁字の交差点を〇折し、〇〇方向に向かいまして1つ目の信号を〇折し、〇〇〇通りを〇〇しまして、500メートルほど行きますと〇〇〇の入り口というところがありますが、その1つ先の交差点を右折します。しばらく走りますと右側に〇〇〇さんという工場がありまして、その先をさらに行きますと丁字の交差点となりますが、そこを左折した先のご覧の着色した部分が申請地となります。

現地の状況は隣の4ページのような状況で、ちょっと白黒で分かりづらいんですけども、現地は周辺から見通しのつくところではないのですが、上の2枚が申請地北側に流れている水路側から撮った写真で、一番下の写真が地図で言いますと向かって右側の道路からの丁字路で、こちらから撮影した写真となっております。

土地利用計画のほうは、1枚めくっていただいて5ページのような土地になっておりまして、〇の方が進入路になり、その先、図面でいう下のほうは、残土とか、バックホー、そういった資材を置く場所になっておりまして、真ん中に3トンダンプと、あと残土をメインに運ぶアームロールのコンテナ、その奥の方は単管パイプ等の建築資材を置くようにしております。左上の着色したところが八潮市のまちづくり条例に基づく緑化計画区域となります。

地面のほうは砂利敷きで、雨水は浸透式となっています。周囲の農地との境は、安全鋼板を地面下まで埋め込むことで、土砂の流出を防ぐ、そのような計画となっております。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、次に同議案につきまして、地区担当の6番、齋藤富子委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いします。

○6番（齋藤富子委員） 6番、齋藤です。

17日に事務局から連絡がありまして、18日に調査してまいりました。

この場所はいつもパトロールするときに通る場所で、よく分かっていたところですが、この周りというのは資材置場が多い場所であると感じていました。

しかし、場所を見ましたら、草もきれいになっていましたし、そんな問題はないかなと思います。隣は土が山になって、やっぱり赤い土が山になってあります。そういう置場という感じの場所でした。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と6番、齋藤委員より農地法第5条の規定による許可申請認定の件についての説明がございましたが、何かご質問、ご意見がありましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

○12番（鈴木新一委員） 12番、鈴木です。

3ページの案内図ですと、入り口の東側のほうは、5番の5ページのほう〇〇〇とかがあり、4メートルの道路なんですけどこれは舗装されていて、ダンプが入っていけるらしいんですけども、それで交通の問題がないんですよ。それから、入口の北、農園があり、土砂が多くなると、近隣が隆起したりする可能性が非常に怖いんですけども、そういった場合の補償というのはどういうふうになっているんですか。

○議長 事務局で返答をお願いします。

○事務局 まず、道路につきましては舗装はされておられません。砂利敷きなんですけど、今、特に荒れたとかそういう様子はないんですけども、道路管理者とまちづくり条例の関係上、調整していると思いますので、何らかの指導を受けているかもしれないんですけども、ここを使っているところが今回の申請現場とその先はすぐ水路で行き止まりになり、その左右も同様な資材置場のような場所なので、それほど困ることは、もし何かあったら自分たちでも処置できちゃうんじゃないかなと想定します。けれども、もし道路の利用上困ったことがおこったら、八潮市の道路管理者へ連絡して、調整していただくことになると思いますがここで生活して困るような方はいらっしゃらないと思います。

○12番（鈴木新一委員） 周りに住居があるので、普通ですと、こういう重いものを運搬す

る事業ですと、利用する道路を舗装したり、拡幅したり、そういう指導があると思います。その下の〇〇〇とか、南側の道路は広いんで問題ないと思いますけれども、東側が細くなっているんで、確かにこれは農業委員会が指導することじゃないかもしれないですね。

○事務局 そうですね。その際、道路管理者と協議してオーケーになって申請手続までいっているんで、こちらのほうは道路管理者にお任せすればいいかなと思います。

○議長 事務局。

○事務局 隣の土地が隆起するかどうかということなんですけれども、土地利用計画上だと文字が小さいんですけれども、下のほうが残土置場となっております、下の大きいほうで30立米。高さにして3.1メートル程度、3メートル掛ける3メートル掛ける3メートルという程度の山になると思います。この計画であれば隆起する可能性というのはないんじゃないかなと思うんですけれども、またこれ以上大きくなった場合は、八潮市の条例や、埼玉県の土砂の堆積条例において、ある程度制限がありますので、それを超えるようだとそちらの指導の対象になってくることだと思います。

この形で、まちづくり条例で各課手続を済ませ、環境リサイクル課におきましても許可になっていると思いますので、その辺はこの程度なら問題ないということで進んでいるものと思います。もし、起きてしまったら確かに問題になると思いますけれども、これは担当課から話しているのではないかなと思われま。

○議長 私も年に1回か2回、この近辺を通るんですけれども、大体が建設関係の置場のようです。この申請地の入り口の奥は、ひょっとしたら東側から入れるような道路になっているのかもしれないです。道路自体が4メートルと狭いので、ちょっと私も気にはなったんですが、周りがみんな同じようなので、そんな苦情という苦情は、お互い様なんじゃないかなという気もするんですけども。

○12番（鈴木新一委員） 多少のところは大丈夫だと思います。いずれまた意見が出てくると思います。すれ違いというか。

○事務局 参考までにですけれども、この地図でいうと左下、ここに隣接する隣の農地の方からは、本事業に対する同意書はいただいております。

○議長 ということです。よろしいですか。

○12番（鈴木新一委員） この道路は行き止まりですか。

○6番（齋藤富子委員） 行き止まりになります。

○議長 〇〇〇のフェンスになっています。水路があつて。

ほかにございますか。

周りの畑という畑、耕作していないですよ、たしかね。西側のほうに何かちょこっとあった感じなんですけれども。

—— 委員より意見なし ——

○議長 それでは、挙手にて採決したいと思います。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本件は原案のとおり可決いたします。

◎議案第19号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第19号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画承認の件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 まず、資料1のほうをご覧ください。

八潮市長より農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の審議について依頼がありまして、今回審議するものとなります。次に、次第の6ページをご覧ください。

議案第19号になります。農業経営基盤強化促進法第18条第1号の規定による農用地利用集積計画承認の件、番号1、借受人住所・氏名、〇〇〇番地、〇〇〇、貸付人住所・氏名、〇〇〇番地、〇〇〇、土地の所在、〇〇〇字〇〇〇、登記地目、畑、現況地目、畑、地積〇〇〇平米、権利の内容は5年間の賃借権の設定となります。

申請事由としましては、こちらは利用権設定の更新になります。承認の根拠としまして、借受人は認定農業者で、世帯の農業専従者は2名、年間従事日数は330日が1名、300日が1名となっております。現に耕作に供している農用地の面積は〇万〇〇〇平米になりまして、主な作目としましてはブルーベリー、ブロッコリー、レタス、トマトなどを生産していらっしゃいまして、主な出荷先としましては、直売所、軒先、スーパー、観光農園などとなっております。所有農機具としましては、トラクター2台、トラック3台、防除機2台となっております。

次に、場所の説明をします。1枚めくって7ページをご覧ください。八潮市役所〇側の出口を〇折しまして、〇方向に進みまして、〇〇〇さん〇〇〇の〇〇〇を〇折し、〇〇〇方向に向かいます。〇〇にぶつかったところで〇折しまして、〇〇沿いをずっと〇方に進んでいきまして、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇に交差するあたりで、〇〇〇に進んでいく道と〇〇〇の真ん中を通過します〇〇〇とに分かれる二股がありますけれども、この〇〇〇を右手に行きまして、〇〇の〇〇〇をくぐりまして、さらに進みまして〇〇〇の〇〇〇がある交差点を通過しまして、次の交差点を〇折して〇〇〇に向かいましてご覧の四角で囲った〇〇というところ

ころが今回の申請地になります。

今回は、これまで設定しておりました利用権設定の更新になるんですけれども、これまではこの地図の上のほうに〇〇〇番地があり、それと、少し〇〇方向、この先〇〇〇の先をくぐった少し先の〇〇〇にも2筆ありまして、これまでそこも借りていたんですけれども、〇〇〇の2筆と、この地図の上のほうにあります〇〇、こちらは更新しないで、今まで借りていたうち〇〇、この1筆だけ更新するというものとなります。

現地の状況は隣の写真にありますように、ちょっと写真だと大きさが分からないんですけども、比較的小型のビニールハウスで、これが見えるかと思います。この場所となります。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当の14番、田中委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いします。

○14番（田中幸夫委員） 14番、田中です。

事務局から連絡が1週間前にあり、現地に行って調査すると特に何もなく、更新ということなんで、これから何か作付するみたいなので、今から使いたいということです。あとは、周りもきれいなので問題はないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と14番、田中委員より農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認の件について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

更新でしかも〇〇〇さんは認定農業者で法人ですので、悪い話、うわさも聞かないので、別に問題はないと思いますが、ありませんか。

○事務局 先程の補足になりますが、この農業従事者2名となっているほかに、パートさんがいます。

○議長 ほかにございますか。

———— 委員より意見なし ————

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決したいと思います。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

———— 挙手全員 ————

○議長 ありがとうございます。挙手全員でございますので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第20号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第20号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の9ページをご覧ください。

議案第20号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて、番号1、買取り申出する生産緑地の所在、〇〇〇丁目〇番〇、登記地目、〇、現況地目、畑、地積〇〇平米、同じく〇番〇、登記地目、畑、現況地目、畑、〇〇平米、合計〇〇平米、主たる従事者の住所・氏名、〇〇〇-〇、〇〇〇、申出者住所・氏名、〇〇〇-〇、〇〇〇、主たる従事者との続柄は子になります。買取り申出の生じた日及び自由は、令和4年〇月〇日、主たる従事者の死亡となります。

次に場所の説明をいたします。隣の10ページをご覧ください。市役所、今度は〇側の出口を出まして、真っすぐ進みまして〇つ目の信号で〇〇〇線に到達します。そこを〇折し、〇〇〇線を〇〇方向に進みまして、〇〇〇と〇〇〇、そこを過ぎて約500メートルほど進みますと、〇〇〇との交差点に到達します。この〇〇〇を〇折しまして、〇方向に向かいますと〇〇〇のところまで到達しますが、その〇〇〇のところを〇に曲がりまして、この一団の畑の中ほど、ここら辺の着色した場所が主たる従事者の証明願いの出た場所となります。

現地の様子は1枚めくっていただいて、11ページ、ご覧のような形になっておりまして、白黒だとよく分からないんですけども、2番目の写真は申請地の北側方向から撮った写真で、少し作物ぼいもの、枯れたものが見えるのは、都市農業課と共同してジャガイモの収穫体験をやっている場所、そのようなことが見えるような写真です。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当代理の、本来ならば白倉正浩委員が担当なんですけど、代理で7番、福岡達則委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いします。

○7番（福岡達則委員） 7番、福岡です。

先日の6月18日に現地調査をしまして、畑はちゃんと管理されております。本人も農業関係の園芸協会の副会長をして務めておりまして、現在も意欲的に農業を営んでおります。以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と7番、福岡委員より生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件について説明がございましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

○4番（渋谷 稔委員） 4番の渋谷です。

この区画の全部が生産緑地ですよ。相続が発生したから、生産緑地を解除してここを売却する形になると思うんですけども、そうした場合に、地図で見ると西側の地主さんは誰なのか分からないけれども、これだと日陰になると思うんです。こうした場合にはどうなのかな、前にもこういう話をしたことあるんですけども、例えば左側の用水のほうに交換するとか、そういうふうにできれば西側の土地の人は助かるわけじゃないですか。

多分、どのぐらいの高さの建物が建つか分からないですけども、多分1メートルぐらいのところ大体2階建て及び3階建てのものが建つと、畑として、じゃ5メートルぐらいの部分は機能しなくなると思います。そうした場合、どうなるのかなと思うんですが。

○議長 私、聞いた話ですと、この申請地の右側は、〇〇さんのお宅で耕作しているそうです。南側だから〇〇さんのところはそんな影響はないのかなという気はしますけれども、ただこれはどうなんですかね。事務局で何か。

○事務局 そうできれば望ましいところなんですけれども。

○議長 やることは可能なんですか。

○事務局 土地の所有者同士の承諾が必要になると思いますけれども、お願いしかできないので。

○議長 できなくはない。交渉次第でできなくはないかもしれないですけども、しょうがないよね。

○8番（小倉雅樹委員） 8番、小倉です。

この土地って水路側のところは多分〇〇〇さんが売りに出したところじゃないですかね。だから、住宅と住宅の間の畑だと。

○事務局 今年総会でも主たる従事者を証明して、買取りのあっせんの依頼が来て、その後解除されたところです。

○8番（小倉雅樹委員） 住宅、畑、住宅、畑という感じです。

○4番（渋谷 稔委員） なるほど、左側は。

○8番（小倉雅樹委員） 〇〇さんです。

○4番（渋谷 稔委員） 背後になるわけですね。話し合いでこっちに持っていければ一番理想的なんだろうけれども、日陰にならずに済むから、生産緑地としての機能が。

—— 発言する委員多し ——

○4番（渋谷 稔委員） だから、せっかく集約したんなら寄せて、できれば、そうすればこっち側の土地は助かるわけです。畑としての機能が。

○議長 ただ、大体こういうのは建った後で隣の人が相談というか、苦情を言うから、建つ前に。

- 4番（渋谷 稔委員） 建つ前にやらないと駄目だから。
- 議長 農業委員としては相談を受けたら、そういう助言というのは答えられるんですけども聞かれないのにおせっかいじゃないですけども、そういうことを言っているものかどうかという、そういう問題もあって。
- 4番（渋谷 稔委員） 西側の畑の持ち主の人がそれじゃ困るからちょっとこういうふうに移動してくれないかという意見が出れば、話し合いになるということですか。
- 議長 だから、隣地の立会いのときなどに言えばいいのかなという気がするけれども、そうじゃなくて、その後だともう工事されちゃった後というか、始まっちゃったらもう移れなくなりますよね。
- 4番（渋谷 稔委員） それでは、取りあえず西側の土地の人がアクションを起こさない限りこのまま通過するということですか。
- 議長 そうなるのではないかなと思うんですけども。
- 4番（渋谷 稔委員） 分かりました。
- 議長 そういう助言みたいなものは、
どうぞ。
- 9番（飯山敏行委員） 9番、飯山です。
申請者の〇〇さんとお話をしたのですが、実際に相続されまして本当は自宅周辺の農地を売却という形ですすめたかったらしいのですが、売るに売れないような土地なので納税もできないじゃないですか。それで苦渋の選択でここの土地を選ばせてもらったというようなことを言っていました。こちらの内情も察して欲しいと言っていました。
- 12番（鈴木新一委員） この隣地の人は売りに出ることは知っているのですか。売りに出るのがわからないと交換しましょうと声を上げられないですよ。
- 議長 交換をするには測量などの費用がかかるわけでしょう。そういう問題もあると、どっちが払うのかとかいろいろ問題はありますよね。相談されたら、交換することもできますというしかないのかな。
- 4番（渋谷 稔委員） どのぐらいの費用がかかるか分からないけれども、農業をやるのであれば、登記費用を払っても絶対日当たりの面で死に地が減るんで、交換のほうがいいと思います。だから、それは地主が話し合いで決めたほうがいいと思うし、例えばこれが虫食い状態になっちゃったりすると、どうしてもこれじゃしょうがないから、俺も売っちゃうよ、解除しちゃうよというのでは意味がないじゃないですか、せつかくここに集約した意味が。
だから、やっぱりそこは話合いでやったほうがいいと思う。取りあえず私の意見です。
- 議長 陰になるほうの人が早めに分かればいいんですけども、大体そういうのは分からないじゃないですか。

○4番（渋谷 稔委員） 買取り申請してからじゃないと分からないんでしょう。

○7番（福岡達則委員） 7番、福岡です。近所のうわさでも分かればいいですけどもね。

この申請の土地から西側の〇〇〇にかけては、ほとんど作付はしていない状態で、うなっているだけです。〇〇さんちのハウスのほうは結構営農しています。集約農地をやったときはやる気のある方ばかりでしたが。

○議長 この申請場所では、その地図の左側は作付はほとんどしていないようです。

——— 発言する委員多し ———

○議長 でも、この場所だけじゃなくて、ほかでもそういうことは起きると思うので、あり得ることですから。

○12番（鈴木新一委員） 前もって交換することもできますよというのはできないですか

○事務局 動かすことができますよというのはいろいろ支障があると思います。お互いによく知っている人たちならまだいいですが、個人情報をごとまで教えてらいいのかとか、交換するにしても土地の面積も違うかもしれないし、何もないうちからこちらから働きかけるのはどうでしょうか。相談されれば協力できる範囲で間に入っていくことは可能でしょうけれども、個人の財産ですから、どこまでやっていいのかちょっと難しいかなと思います。積極的にやるのは難しい。

○議長 基本的に相談されたら答える形で、自らあんまりしづらいんじゃないでしょうかね。法律で決まっているわけじゃないし、規制があるわけじゃないし、規制は違った面であるかもしれないですけども、ということでもよろしいですか。

ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

——— 挙手全員 ———

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第21号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第21号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件（依頼）について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料の2と次第の12ページをご覧ください。

最初に補足説明をさせていただきますが、資料2のほうが八潮市からあっせんの依頼が来た文書となりますけれども、こちらに表示してあります資料の下の(2)のところ、土地の所在、地積、これと次第12ページに記載してある面積が違っております。なぜかと言いますと、公園みどり課から来た依頼文書のほうは従前の生産緑地がまだ区画整理中のため、従前の状態で適用しているところです。現実には換地先ができていて、使用収益も開始している状態なのですが、生産緑地の場所を変えるには都市計画の変更決定という手続をしないと正式に変更にならないため、この依頼文書のほうは従前の面積で表示してあります。この別紙の(1)は換地後の面積になっていて、②と③が従前地となります。資料2のほうを1枚めくっていただいて、2枚目のほうに買取り申出地①、②、③とありますけれども、この②、③が従前地になります。今回のあっせんの農地は、②、③にはなくて、実際にはこの①のほうに集約されています。

資料2の2枚目、この②、③が従前の区画整理の場所で、まだ都市計画決定の変更手続をしていないので、この形での依頼文書となっています。議案のほうは実際の仮換地指定されたところの場所となっておりますので、実際あっせんの対象となる農地はどこなんだとなると、この議案のほうが正しい場所となります。ということで、ご認識いただきたいと思いません。

それでは、次第のほうを説明してまいります。次第の12ページ、改めてご覧ください。

議案第21号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件(依頼)になります。番号1、買取り申出する生産緑地の所在、〇〇〇字〇〇〇、登記地目、田、現況地目、畑、以下これから先の地番も登記地目、田、現況地目、畑となりますので、地目の読み上げは省略させていただきます。こちら〇〇番地の仮換地先が〇街区〇画地〇〇平米、次に〇〇番地、〇〇平米、こちらの仮換地先が〇街区〇画地、〇〇平米と〇街区〇画地、〇〇平米となります。次に、〇〇-〇、〇〇平米、こちらの仮換地先が〇街区〇画地、〇〇平米、従前地の合計で〇〇〇平米、仮換地後〇〇〇平米、こちらが実際の面積となっております。用途地域は第一種中高層住居専用地域、土地所有者住所・氏名、〇〇〇、〇〇〇、買取り希望価格は〇〇〇円、平米当たり換算しまして約〇万〇〇〇円、坪当たり換算しまして約〇〇円となっております。参考までに近隣の地価調査価格としまして、八潮(県)8、この八潮の県、8というのは、資料の2の2枚目に印をしてありますので、この辺だったということでご覧いただければと思います。こちら八潮(県)8が木曾根字下1216番5、この地点で平米当たり12万5,000円で、坪当たり41万3,223円、同様に参考に近隣の地価公示価格としまして、八潮10、こちらは八潮四丁目23番6になりますが、こちらで平米当たり16万3,000円、坪当たり53万8,842円となっております。買取り申出の生じた日及び理由は、令和〇年〇月〇日、主たる従事者の死亡となっております。

次に、場所の説明をいたします。こちら4月でしたか、主たる従事者の証明をした場所になりますので、場所等は簡単に説明させていただきます。〇〇〇の〇〇〇の南側、〇〇〇のさらに南側のご覧の着色した場所となっております。

こちらは、農業委員会で主たる従事者の証明をした後、4月末に申請者が買取り希望を市のほうに提示しました。買取り申出です。それに対しまして、担当の公園みどり課で市役所内の各部署に買取り希望があるかどうか照会をかけましたところ、どこも買取り希望がなかったもので、次のステップとして農業委員会にあっせんの依頼がきたところでございます。

もし、皆様の担当地区で買取り希望されるという方がいらっしゃいましたら、次の総会までに事務局のほうまでご連絡いただきたいと思います。

以上となります。

- 議長 ただいま事務局より議案第21号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの依頼について説明がございましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。ありませんか。

——— 委員より意見なし ———

- 議長 ないようでしたら、皆様の担当地区で取得を希望される方がいらっしゃいましたら、事務局のほうまで報告をお願いいたします。

◎転用等届出受理報告

- 議長 次に、次第6の転用等届出受理報告にまいります。

まず、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について6件、報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について2件、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について6件、報告第4号 農地転用許可後の工事完了届について1件ございますが、今月も会議時間の短縮のため読み上げはなしにいたします。

今から数分、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後で質問がありましたらお願いいたします。15ページから20ページまでです。

——— 資料確認 ———

- 議長 それでは、そろそろよろしいでしょうか。

何か、質問、意見ございますか。

18ページの2番の権利の内容で所有権（信託）というのを皆さん分かるかもしれないですけども、事務局より説明をお願いできますか。あまり聞かないので、所有権（信託）というのは。

- 事務局 18ページ、番号2、譲受人が〇〇市の〇〇さん、譲渡人は〇の〇〇さん、転用目的

が共同住宅敷地で、共同住宅敷地の内容としまして木造3階建て8棟、延べ〇〇〇ということで、所有権移転が、売買でもないし、交換でもないし、貸し借りでもなく、信託となります。最近たまに信託というのが出てくるんですけども、こちら所有権、権利を信託すると登記されるようになります。

譲渡人になる〇〇さんはお子さんがいらっしゃらないということで、おいごさんに当たる〇〇さんに土地の所有権について、権利を信託するために農地法5条の届出をしているというものになります。

土地の権利移動をする権利を今度、〇〇さんが一応信託されて、権利を取得する形になってきますので、今後相続人の方がいらっしゃらないとか、長寿の時代になってきまして、権利移転ができないようなことだと困るなというので、こういった信託登記をされる方というのが今後は増えてくる可能性があります。

○議長 譲渡とは違うんですね。

○事務局 信託なので。

○議長 譲渡みたいなもの、形的には同じなんだなという。

○事務局 節税とかです。

相続税がかからない。税金対策。

信託だと税金かからないです。

○議長 分かりました。

また次にこういうことあるでしょう。

ほかに何かありますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、転用等届出受理報告は終わりいたします。

◎その他

○議長 次に、次第7その他にまいります。

その他につきましては、依頼事項が3件でございます。

まずは農業者年金チラシ・加入推進マニュアルについて、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料の3と、資料3の2、さらに農業者年金加入推進マニュアル、パンフレットをご覧いただきたいと思っております。毎月のように年金ということで、農業会議のほうから送付がありまして、資料の3を見ていただきますと、5月25日付で農業者年金チラシ・加入推進マニュアルの送付ということで、普及資材としまして、チラシのほうを農業委員さんに2部、そして白い加入推進マニュアルについては、委員さんに1部ずつ配布の依頼があ

りましたので、本日皆様のほうにお配りした次第です。

加入推進マニュアルのほうを見ていただきますと、順を追って年金の加入推進をしていただく皆様の役割がのっています。農業者年金基金法に基づいてお願いしているところですので、こういうことをやってくださいということが並んでいますので、お時間のあるときに見ていただければと思います。

このマニュアルの7ページに、農業者年金加入推進報告書という報告書、これは毎年お配りしているのでご覧になった記憶もあるかと思うんですけども、年金加入のお話とか、パンフレット類などお渡しして年金の説明をしたということがありましたら、記入をして総会のときに提出していただければと思います。これはあくまでも加入に至らなくても加入のPRや、農業者年金についてのお話をしていただいたなどということで結構ですので、今年度も活動のほう、よろしくをお願いします。

そして、カラーのパンフレットを見ますと、年金の資料になっています。資料の3-2を見ますと、2ページ目のところに令和3年度、前年度の資産運用実績の数字が出てまして、こちらの数字、収入利率というところで2.39%、10年間の運用利回りの表になっていますけれども、毎年毎年国債ですとか、株式投資ですとか、債券、そういったものをいろいろ分散して運用した結果としまして、マイナスの年もありましたが、令和3年はプラスで2.39%でした。10年間平均ですと年率4.55%になりまして、新制度、年金制度が新しく生まれ変わってからでいきますと、2.94%ですので、安定してプラスの運用実績となっています。この運用実績がプラスに動いた分については、皆さん個人個人の将来受け取る年金額に反映されていきます。ぜひ加入のほうをご検討いただきまして、加入したいなとか、もっと説明を聞きたいなという方がいましたら、事務局のほうへ連絡いただければと思います。

以上です。

- 議長 これって推進報告書は、これは必ず出さないといけないんですか。
- 事務局 こちらは締切日ですとか、そういう設定は埼玉県農業会議からは特に来ておりませんが、配布の際の通知の中には出してくださいとなっています。
- 議長 期限はないんですよね。
- 事務局 ないです。
- 議長 期限はなくて、でも出してくださいということですか。
- 事務局 出してくださいというお願いです。
- 議長 これは毎年来るわけですね。だから1年に1回出してくださいということですか。
- 事務局 活動として1人1枚。
- 議長 ということは、3月までにということですか。
- 事務局 そうです。

○議長 3月までに出してくださいということですよ、最終的には。

○事務局 最終的には。

○議長 ということなので、皆さん3月までに出しましょう。

一応入らなくても問題はありませんので、とにかく話をしたら書いてください。誰かに話をしたら。

何か今の内容で何か質問ございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 なければ、次にまいります。

職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料の4をご覧ください。

こちらの資料は八潮市の職員向けに出されたものを皆様にもご提示するものでございます。

こちら今度7月10日に参議院選挙通常選挙が執り行われる予定でございまして、市の職員も市民の信託を受けまして仕事をしておりまして、特定の政党や政治家に加担して誤解を招かないように通知をされたものでして、皆様方、農業委員の皆様も地方自治法の中では行政委員会として活動されております。教育委員会や選挙管理委員会、あるいは監査委員さんも同様なんですけれども、議会の承認を得て皆様、市民の信頼を下におきまして仕事をしているわけです。特定の政治家に加担したり、応援したりとか、中立的な行動を欠く場合につきましては、公職選挙法で罰則が設けられています。特に農業委員の皆様は多くの市民の皆様と接する機会が非常に多いかと思っておりますので、ぜひ、誤解を招かないようお気をつけいただきたいと思っております。

今回、参議院選挙ということで、特に政治家の方と接する機会は少ないと思うんですけれども、気をつけていただきたいと思っております。

あわせて、市の職員では夏の交通事故防止運動の関係で、交通安全の注意と、それから飲酒運転の注意も行っておりまして、飲酒運転につきましては厳しい処分をなされてまいります。我々も飲酒運転すると懲戒免職になってまいります。ですので、皆様方におかれましても農業委員というお立場上、特に選挙の機会に当たりましてお気をつけいただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長 ただいまの説明につきまして、何かご質問ございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 なければ、次にまいります。

農地利用最適化活動活性化研修会について、事務局より説明をお願いします。

○議長 資料5をご覧ください。

昨日届いたばかりなんですけれども、農地利用最適化活動活性化研修会というのが、以前

はずっと8月に羽生のほうでやっていた研修の内容です。去年はコロナ禍の影響でたしかDVD研修で、その前の年は同じく中止だったと思いますが、今年は8月22日午後1時半から2時間ほどで開催予定ということで通知が来たものです。

場所は上尾市文化センターかパストラル加須、もしくはウェブでZoomということですが、コロナ禍ということを経験しまして、車で遠くに行くのはちょっと無理があらうかと思っておりますので、こちらはウェブによるZoom研修のほうで参加したいと思っております。今のところ決まっているのは、この日時だけで、研修の詳細はまた追って連絡ということで、まだ分かりません。それと、ウェブで受けるということで会議室の確保が必要なんですけれども、こちらの会議室の確保、まだどの会議室が確保できるか未定で、会議室の広さによって参加できる人数も変わってきますので、研修に参加される方の決定につきましては、また来月の総会で決めたいと思います。今日のところは取りあえず8月22日に午後から研修があるんだということで、ご認識いただきたいと思っております。それで、会長とも相談したんですけども、この研修のほうに半数ぐらいの方に来ていただいて、今回、参加されなかった方は、まだ先のことでちょっと不透明なところあるんですけども、通常ですと10月とか11月に埼玉地方協議会による委員の研修がありますので、8月の研修に出られなかった約半数の人はそちらの研修に積極的に参加していただくような形でお願いしたいと思っております。

また、来月改めてご紹介したいと思っておりますので、取りあえず8月22日に研修があるということでもよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長 取りあえず8月のこの研修会は多分中止にはならないと思っておりますので、来月参加者を決めますので考えておいてください。

次に、次回の日程について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次回は令和4年7月25日月曜日になります。場所は今回と同じこの市役所2階の第2会議室での開催になりますのでよろしくお願いします。

○議長 ただいま事務局より7月の農業委員会総会のご案内がございました。

それでは、最後になりますが、皆様から全体を通して何かございましたらお願いします。

○9番（飯山敏行委員） 農業委員会の記録セットというのは、今後は提出する必要はないんですか。

○議長 これはこれで別で、また提出が必要です。

○事務局 まずは毎月の最適化の活動記録を出していただきたいんですけども、ほかにもいろいろ使用できますので、活用してください。

○9番（飯山敏行委員） 回収はするんですか。

○事務局 はい。同じものを活動記録につけることはないです。ただ、活動記録セットってそ

れが全てじゃないと思いますので、ご活用ください。

○議長 ほかにございますか。

———— 委員より意見なし ————

○議長 特にないようでしたら、これで議長の席を降ろさせていただきます。

皆さんご協力ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 大塚会長、議事の進行、大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

それでは、閉会のことばを小早川会長職務代理よりお願いいたします。

○会長代理（小早川喜一委員） 委員の皆様には長時間にわたりまして、慎重なるご審議をいただきありがとうございます。

私事ですが、種屋さんに先日行きましたら、7月から資材がすごい値上がりするよと言っていました。農業を取り巻く環境だけでなく、一般生活でも値上がり、物価が値上がっております。

農業を取り巻く環境も今、肥料の高騰がささやかれておりますが、ひとまず今、申しましたように、農業資材が値上がりする現状ということで、農業の経営は圧迫されております。何とかやっていく方法を求めて、苦慮しているところであります。

それはそれといたしまして、予報によりますと来週はおおむね晴天でありまして、下手すると梅雨が明けるのではないかという話もございます。

なお、日射病に気をつけて、日々の活動に励んでいただければと思います。

以上をもちまして、八潮市農業委員会6月総会を閉会といたします。

○事務局長 ありがとうございます、これにて散会といたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

閉会 午後 3時35分